

別紙2

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種動物取扱業の登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）</p> <p>5 9（略）</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 飼養施設は、<u>第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。</u></p> <p>二 八（略）</p>	<p>（第一種動物取扱業の登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 営業時間</p> <p>5 9（略）</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 飼養施設は、<u>前条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。</u></p> <p>二 八（略）</p>

九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3 (略)

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う

九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

3 (略)

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う

場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。  
ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

五～十二（略）

(様式第1)

12 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ～）
----------	------------------------------

備考

1～7（略）

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

9～11（略）

(様式第4)

12 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時
----------	----------------------

場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

五～十二（略）

(様式第1)

12 営業時間	時から 時までの間
---------	-----------

備考

1～7（略）

(新設)

8～10（略）

(様式第4)

12 営業時間	時から 時までの間
---------	-----------

問： ～ ）

備考

1～7 (略)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。  
9～12 (略)

(様式第7)

第一種動物取扱業変更届書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
(略)  
営業時間等  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

備考

1～7 (略)

(新設)

8～11 (略)

(様式第7)

第一種動物取扱業変更届書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
(略)  
営業時間  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、